

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令案について（概要）

令和 5 年 11 月
厚生労働省保険局
医療介護連携政策課／医療課

1. 改正の趣旨

- 外来診療等を行う保険医療機関及び保険薬局については、マイナンバーカードを利用して被保険者であることの確認を行うオンライン資格確認の導入を原則として義務づけているところであるが、これら以外の施設等にもオンライン資格確認の用途を拡大し、マイナンバーカードにより受診しやすい環境を整備する必要がある。
 - 訪問診療等における新たなオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）が開発されていることを踏まえ、
 - ・ 指定訪問看護ステーションにオンライン資格確認の導入を義務付けるとともに（指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成 12 年厚生省令第 80 号。以下「訪看基準」という。）第 8 条）、
 - ・ 居宅同意取得型に実装される再照会機能（※）を活用した資格情報の確認を、訪問診療等を行う保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護ステーションにおける資格確認の方法として位置付けることとする（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 15 号。以下「療担規則」という。）第 3 条、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和 32 年厚生省令第 16 号。以下「薬担規則」という。）第 3 条及び訪看基準第 8 条）。
- ※ あらかじめ保険医療機関等において、マイナンバーカードの本人確認により取得した患者等の資格情報を用いて、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報を照会し、取得する機能
- また、書面によりレセプト請求を行っている保険医療機関及び保険薬局については、オンライン資格確認導入の原則義務化の例外とされているが、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和 5 年内閣府・厚生労働省令第 8 号）の改正に伴い、必要な改正を行う（療担規則第 3 条及び薬担規則第 3 条）。

2. 改正の概要

- (1) 指定訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認の導入の義務付け
 - 指定訪問看護事業者は、利用者の指定訪問看護を受ける資格の確認に際し、利用者から求めがあった場合は、オンライン資格確認によって当該確認を行わなければならないこととする。
 - 指定訪問看護事業者は、利用者からオンライン資格確認による指定訪問看護を受ける

資格の確認の求めがあった場合に対応できるよう、指定訪問看護ステーションごとに、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。

- 次に掲げる指定訪問看護ステーションについて、次に掲げる期間において、オンライン資格確認の導入の義務付けについて経過措置を設ける。

対象指定訪問看護ステーション	経過措置の期限
(1) 義務化の2か月前の月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の指定訪問看護ステーション（システム整備中）	システム整備が完了する日（遅くとも義務化の6か月後の月末）までの間
(2) オンライン資格確認に必要な光回線ネットワーク環境が整備されていない指定訪問看護ステーション（ネットワーク環境事情）	当該光回線のネットワーク環境が整備されてから6ヶ月後までの間
(3) 改築工事中の指定訪問看護ステーション	改築工事が完了するまでの間
(4) 廃止・休止に関する計画を定めている指定訪問看護ステーション	廃止又は休止するまでの間
(5) その他特に困難な事情がある指定訪問看護ステーション	当該事情が解消されるまでの間

(2) 訪問診療等における再照会機能を活用した資格確認方法の位置付け

- ① 患者が保険医療機関から訪問診療等を受けようとする場合であって、当該保険医療機関からオンライン資格確認による確認を受けてから継続的な療養を受けている場合には、当該保険医療機関において、過去に取得した当該患者の資格情報を用いて、あらかじめ保険者に照会することにより更新した資格情報に基づき、療養の給付を受ける資格があることの確認を受ける方法を、資格確認方法に位置づける。
 - ② 保険医療機関は、患者からオンライン資格確認による資格確認の求めがあった場合は、応じなければならないところ、再照会機能を活用した資格確認を行うことも可能とする。
 - ③ 保険薬局及び指定訪問看護ステーションについても、これに準じた対応を行う。
- ※ 指定訪問看護ステーションにおける②の対応は、(1)の際に実施する。

(3) オンライン請求の推進に伴う所要の見直し

- 保険医療機関及び保険薬局におけるオンライン資格確認の導入の原則義務化については、現在書面での請求が認められているものを例外としているところ、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令の一部を改正する命令により、保険医療機関及び保険薬局が、令和6年4月以降も書面による請求を継続する場合には、改めて届出が必要となる改正が行われること等を踏まえ、オンライン資格確認の導入の原則義務化の例外の対象について、所要の改正を行う。

(4) その他

- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 70 条第 1 項及び第 72 条第 1 項（これらの規定を同法第 85 条第 9 項、第 85 条の 2 第 5 項、第 86 条第 4 項、第 110 条第 7 項及び第 149 条において準用する場合を含む。）並びに第 92 条第 2 項（第 111 条第 3 項及び第 149 条において準用する場合を含む。）
- 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 79 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 5 年 11 月 30 日
- 施行期日：
 - （1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条第 2 号の政令で定める日
 - （2）令和 5 年 12 月 1 日
 - （3）令和 6 年 4 月 1 日